

福祉有償運送事業利用承諾書

福祉有償運送事業（以下「本事業」という。）の利用の申し出にあたり、下記事項を確認し承諾します。

- 1 福祉車両の運行中に事故が生じた場合の賠償責任は、社会福祉法人久喜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が加入している自動車保険の補償の範囲となります。
- 2 移動介助等において誤って利用者に怪我を負わせてしまった場合の賠償責任は、本会が加入している保険の補償の範囲となります。
- 3 故障等のやむを得ない事由で福祉車両の運行ができなくなったことにより生ずる損害を本会に請求することはできません。
- 4 道路の状況等で到着時刻が遅れたことにより生ずる損害を本会に請求することはできません。
- 5 運行中又は運行後に、利用者の病状等急変が生じても、本会及び運転者は一切の責任を問われないものとします。
- 6 本事業の利用に際し有料道路等は利用者負担になります。また、運転者が待機する必要がある場合は、原則として有料駐車場を利用することとし、その料金は利用者負担となります。
- 7 本事業を営業目的に利用することはできません。
- 8 利用登録申請書や利用申出書の内容を偽って本事業を利用することはできません。

年 月 日

申出者承諾署名欄	
----------	--